

下記の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和2年6月5日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

静岡県内企業の技術情報データベース制作等業務

### (2) 業務内容

令和2年度 静岡県内企業の技術情報データベース制作等業務委託募集要領（以下「募集要領」という。）のとおり

## 2 契約期間

令和2年（契約締結日）から令和3年3月31日まで

## 3 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のうちのいずれかに該当すること。
  - ア 企画提案書提出時点までに、静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格において、「情報システム開発等の業務競争入札参加資格者名簿」の「システム分析業務」、「システム開発業務」、「システム運用・管理業務」、「ネットワーク関連業務」、「インターネット関連業務」、「データ処理業務」のいずれかについて競争入札参加資格を有する者。
  - イ 企画提案書提出時点までに、静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、「広告代理」の営業種目について競争入札参加資格を有する者。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 選定基準

提出された書類とプレゼンテーションを総合的に審査して選定する。

#### 5 手続等

##### (1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館9階

静岡県経済産業部政策管理局産業政策課

電話：054-221-2650 FAX:054-221-3217 E-mail: sangyo-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

##### (2) 募集要領の交付

ア 交付期間 令和2年6月5日（金）から令和2年6月12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所 上記(1)に同じ。なお、希望する場合は電子データ等により送付することも可能。

##### (3) 提出書類

ア 提出書類 募集要領に記載された書類

イ 提出期限

① 参加申込書 令和2年6月12日（金）午後5時（郵送必着又は持参）

② 企画提案書 令和2年6月19日（金）午後5時（郵送必着又は持参）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

##### (4) プレゼンテーション

ア 日付

令和2年6月23日（火）

イ 場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁内会議室（詳細は募集要領を参照すること）

##### (5) その他

ア 契約保証金

免除

イ 手続の無効

本公告に示した参加資格のない者が行った提案、参加申込書若しくは企画提案書に虚偽の記載をした者が行った提案及び提案に関する条件等に違反した者が行った提案は無効とする。

ウ 契約書作成の要否

要

エ 詳細は募集要領による。

オ 説明会は行わない。

#### 6 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、静岡県経済産業部政策管理局産業政策課（電話番号 054-221-2650）とする。